

**令和8年度
学校体育施設使用者説明会
【スポーツ開放】**

武蔵村山市教育委員会

スポーツ振興課

目 次

第1	武蔵村山市立学校施設の開放に関する概要	1
第2	学校施設の使用等の手続き	3
1	団体登録	3
2	使用許可申請	4
3	使用の中止	7
第3	学校施設を使用するにあたっての留意事項	9
1	施設使用上の注意	9
2	駐車場の利用	10
3	トラブル等の対応	10
4	令和7年度小・中学校屋内運動場工事予定表	12
<参考資料>		
	学校施設使用許可申請書（記入例）	13、14、15
	学校施設使用許可兼領収書	16
	学校施設使用許可連絡票（教育委員会控）	17
	日程表	18
	学校施設使用中止届兼使用料返還申請書	19
	学校施設使用中止届兼使用日変更申請書	20
	市内小・中学校屋内運動場の空調の使用について	21
	市内小・中学校屋内運動場の空調の使用について（小中一貫校村山学園）	22

第1 武蔵村山市立学校施設の開放に関する概要

趣旨等

学校施設の開放に伴う学校施設の使用については「武蔵村山市立学校施設使用条例」、「武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則」及び「武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則」に基づき、武蔵村山市立の小・中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で社会体育の振興を図るため、市民に開放しています。

スポーツ開放の開放日時及び使用料は表1のとおり。

表1 スポーツ開放の開放日時及び使用料
【市内小学校】（村山学園は市内中学校を参照）

開放施設	対象校	開放日	開放時間	使用料
校庭	第一小学校	月曜日から金曜日まで (休日及び春季、夏季、冬季休業日を除く。)	午後6時30分から 午後9時30分まで	照明灯使用料 1時間につき200円
		土曜日、日曜日及び休日	午前8時から 午後9時30分まで	
		春季、夏季、冬季休業日 (土曜日、日曜日及び休日を除く。)	午前8時から 午後3時50分まで 及び 午後6時30分から 午後9時30分まで	
	第一小学校を除く 全校	土曜日、日曜日及び休日	午前8時から 午後5時まで	
春季、夏季、冬季休業日		午前8時から 午後3時50分まで		
屋内運動場	全校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	1時間につき100円
		土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	
屋内運動場 空調設備	全校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	1時間につき550円
		土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	

【市内中学校】

開放施設	対象校	開放日	開放時間	使用料
校庭	第一中学校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	照明灯使用料 1時間につき900円
		土曜日、日曜日及び休日	午前8時から 午後9時30分まで	
		春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	
	第一中学校を除く全校	土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後5時まで	
屋内運動場	全校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	小中一貫校村山学園を除く全校 1時間につき100円
		土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	小中一貫校村山学園 半面使用 1時間につき100円
				小中一貫校村山学園 全面使用 1時間につき200円
武道場	全校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	1時間につき100円
		土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	
屋内運動場 空調設備	全校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から 午後9時30分まで	1時間につき550円
		土曜日、日曜日及び休日 春季、夏季、冬季休業日	午前8時から 午後9時30分まで	

注意事項

- (1) 年末年始（令和8年度は、12月28日（月）から1月3日（日）まで）は、使用できません。
- (2) 令和8年8月3日（月）から同月14日（金）までの間は、各小中学校の一斉休業期間のため使用の申請はできません。期間中の休業日は学校により異なりますので、各校にお問い合わせください。
- (3) 上記以外に学校行事やクラブ活動などで使用できないことがあります。
- (4) 第一小学校及び第一中学校は、有料で照明灯使用による夜間校庭開放を実施しています。使用申請の手続きは他の学校体育施設と同様ですが、照明使用の時間で使用料がかかります。また、照明盤の鍵等が必要となりますのでスポーツ振興課に申請し借用してください。
- (5) **屋内運動場空調設備を使用する際は、1時間あたり550円の使用料がかかります。また、空調リモコン盤の鍵が必要となりますのでスポーツ振興課に申請し借用してください。**
- (6) 表1のスポーツ開放時間以外の時間は、学校行事等に支障がない範囲で使用を許可します。
- (7) 使用許可後であっても、学校行事等で使用の取消をお願いする場合があります。

第2 学校施設の使用等の手続き

1 団体登録

校庭、屋内運動場及び武道場をスポーツ及びレクリエーションに使用する場合は団体登録が必要です。

(1) 登録要件

ア 武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者が10人以上で構成されていること。

イ 団体の代表者又は指導者が成人かつ市内在住・在勤・在学であること。

※ 同一の代表者・構成員・種目・活動内容で複数の団体登録をすることはできません。

(2) 団体登録の手続き

次年度も継続して登録をする団体は、毎年1月末日（閉庁日を除く）までに団体登録申請書及び構成員名簿をスポーツ振興課に提出してください（営利団体か否かの確認のため会計諸帳簿等の確認をさせていただく場合があります）。

※ 年度で鍵の借用を受けている団体は、改めて借用願の提出と一緒に鍵を持参し、確認を受けてください。

※ 新規に団体登録する場合は随時登録申請を受け付けます。

(3) 登録証

継続して登録をした団体には、「学校体育施設使用者説明会」終了後に登録証を交付します。

※ 新規に団体登録する場合は随時登録証を交付します。

令和8年度			
武蔵村山市立学校体育施設使用団体登録証			
団体名			
責任者氏名			
種目			
登録番号		有効期限	令和9年3月31日

※ 令和8年度の登録証は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで有効です。（4月使用分の申請からは、新年度の登録証を使用してください。）

2 使用許可申請

(1) 申請期間

	継続使用団体	継続使用以外の団体
区分	特定の施設を毎週決まった曜日及び時間帯を使用している団体が継続使用日に使用する場合。	継続使用していない団体が学校施設の空き状況を確認して使用する場合（継続使用団体が特定の日時及び施設以外を使用する場合も含む）。
申請期間	使用する月の <u>前月 15日から20日までの平日開校日</u> ※ 学校行事により平日に学校が休業となる場合もあります。	使用する月の <u>前月 21日以降の平日開校日</u> ※ 学校行事により平日に学校が休業となる場合もあります。

※ 申請の受付時間は、原則午前8時15分から午後4時45分となります。
その他の時間の申請については各学校の指示に従ってください。

(2) 使用学校への申請

ア 使用する学校に令和8年度の「登録証」を持って申請に行きます。

イ 学校に備え付けの「日程表」で空き状況を確認してください。

また、必ず団体名・使用日時を記入してください。記入を忘れると予約が重なってしまう可能性があります。

ウ 日程表にて空き状況を確認したら、「学校施設使用許可申請書」に団体名・使用日時等を記入し、学校に申請してください。

エ 「学校使用許可書兼領収書」及び「学校施設使用許可連絡票（教育委員会控）」を受け取ってください。

※ 校長印が押された「学校施設使用許可申請書」も一緒にお渡しする場合がありますのでその場合は合わせて受け取ってください。

※ 2団体以上で学校体育施設を使用する場合は、「学校施設使用許可申請書」に連名で記入してください。

(3) 使用料の納付

使用料は(2)のエで受け取った書類と一緒に**使用日の前日**（閉庁日である場合はその前の開庁日の午前8時30分から午後5時15分）までにスポーツ振興課（市役所第二庁舎）に納付してください。納付後、「学校使用許可書兼領収書」が交付されます。

※ 使用料は現金で納付してください。

※ 使用料の納付が無い場合、使用を停止しますのでご注意ください。

※ ナイターを使用しない無料の校庭使用の場合は、使用料の納付の必要がないため、学校への申請の際に「学校施設使用許可書兼領収書」が交付されます。

※ 学校使用の際には、必ず「学校施設使用許可書兼領収書」を持参してください。

(4) 使用料の算定（表1 スポーツ開放の開放日時及び使用料 1～2ページ）

使用料は1時間単位で算定しますが、1時間に満たない使用時間も1時間とみなして使用料を納付していただきますのでご注意ください。

空調設備を使用する場合には、施設使用料とは別に1時間あたり550円かかります。

なお、空調設備を操作する際に、空調設備操作盤の鍵が必要となりますのでスポーツ振興課に申請し借用してください。

算定方法

(例1) 一小の屋内運動場を午後7時から午後9時まで使用する場合

→使用時間は2時間のため $100円 \times 2時間 = 200円$ (使用料)

(例2) 一小の屋内運動場を午後7時から午後9時30分まで使用する場合

→使用時間は2.5時間ですが、0.5時間を1時間とみなすので

$100円 \times 3時間 = 300円$ (使用料)

(例3) 一小の屋内運動場を午後7時から午後9時まで使用し、空調設備を使用する場合

→使用時間は2時間のため $100円 \times 2時間 = 200円$ (使用料)

→空調設備を2時間使用するため $550円 \times 2時間 = 1,100円$ (使用料)

→屋内運動場使用料200円 + 空調設備使用料1,100円 = 1,300円

(例4) 一小の校庭を午後4時から午後8時まで、

照明を午後6時から午後8時まで使用する場合

→校庭の使用料は無料ですが、照明を2時間使用するため

$200円 \times 2時間 = 400円$ (使用料)

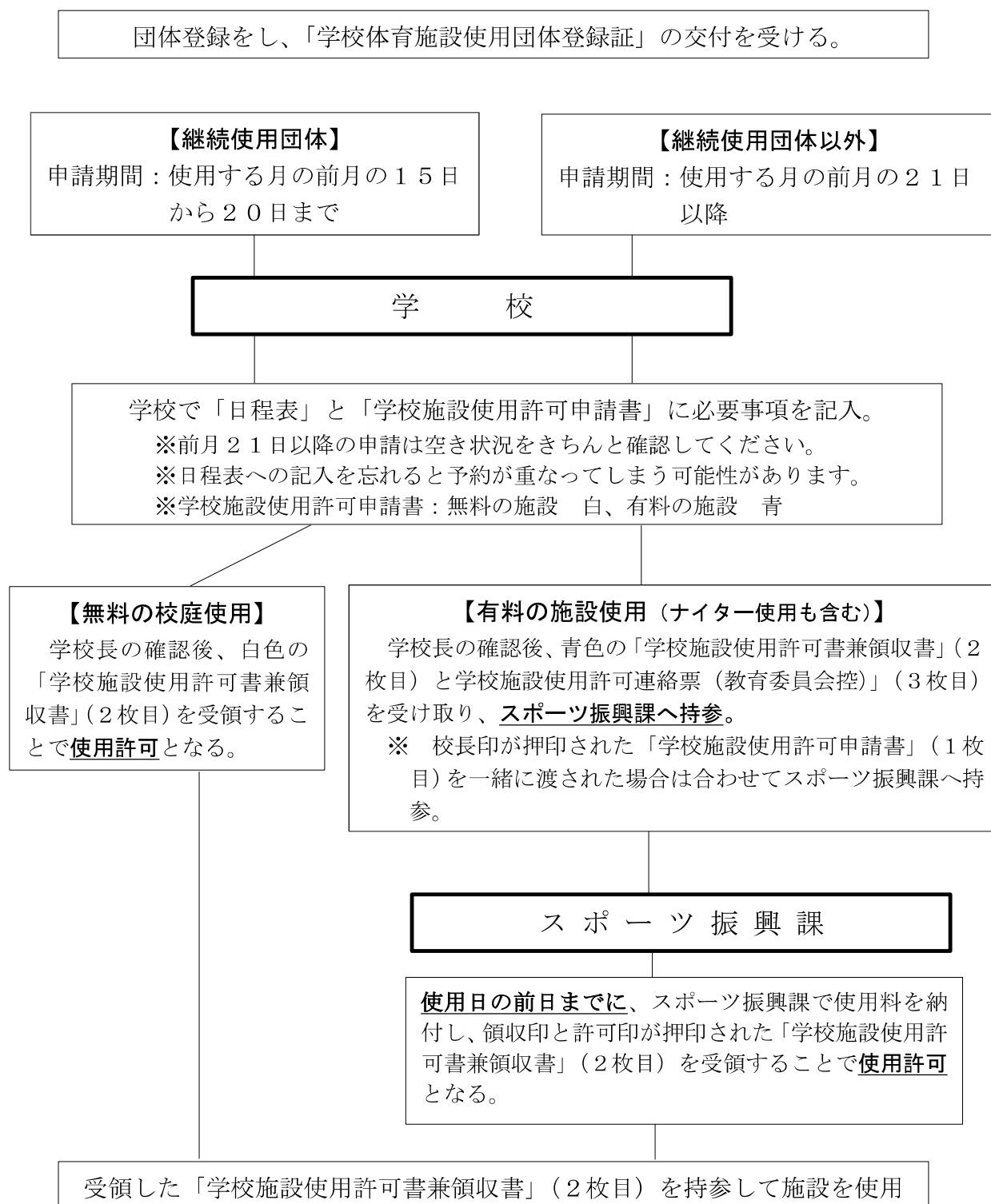
※ 空調設備の使用料に関する注意事項

空調設備の使用は、屋内運動場の使用時間と同じ時間となります。別々の使用時間を申請することはできません。(例えば、使用時間が2時間で、冷房を1時間だけ使用することはできません。)

空調機を使用する団体には、空調設備操作盤の鍵を貸し出しますので、使用日に各自スイッチを入れて使用してください。

なお、使用する期間に応じて鍵を貸し出しますので、空調設備の最終使用日以降、次の施設使用日までに操作盤の鍵をスポーツ振興課に必ず返却してください。

使用手続きフロー図



3 使用の中止

学校の使用を中止した場合、使用料の返還又は使用日の変更の申請ができます。

※ 申請をする・しないにかかわらず、学校の使用を中止する場合は必ず使用学校及びスポーツ振興課へ連絡をしてください。連絡がない場合は無断キャンセルとなり、ペナルティの対象となる場合があります。

(1) 使用料の返還

「学校施設使用中止届兼使用料返還申請書（第6号様式）」に交付を受けた「学校施設使用許可書兼領収書」を添えてスポーツ振興課に申請してください。

- ※ 返還申請書に記載いただく指定口座に申請から約1か月後、使用料を振り込みます。
- ※ 複数の学校施設が該当する場合は、学校ごとに申請が必要です。
- ※ 窓口での現金による返還はできません。

(2) 使用日の変更（当該年度に限る）

「学校施設使用中止届兼使用日変更申請書（第7号様式）」に、交付を受けた「学校施設使用許可書兼領収書」を添えてスポーツ振興課に申請してください。

使用日の変更は、使用を中止した日の属する月の翌々月の末日までの間で使用料が未納付の使用予定日に変更が可能です。ただし、使用学校、使用施設及び使用時間の変更はできません。

- ※ 複数の学校施設が該当する場合は、学校ごとに申請が必要です。
- ※ 年度をまたぐ変更はできません（使用料の返還での対応となります）。

(3) 使用料の返還又は使用日の変更の対象要件

ア 使用者の責めに帰することができない理由により使用日に学校施設を使用することができなかったとき。

- (例)・雨天等グラウンドコンディション不良（校庭使用）
 - ・学校都合による使用中止(学校行事等)
 - ・台風、地震等の災害が発生し活動に危険が生じる場合

※ 中止した日の翌日（閉庁日である場合はその次の開庁日）までに使用学校及びスポーツ振興課への中止連絡をしてください。

イ 使用日の前日（閉庁日である場合はその前の開庁日）までにスポーツ振興課へ連絡した上で、すみやかに「学校施設使用中止届兼使用料返還申請書（第6号様式）」又は「学校施設使用中止届兼使用日変更申請書（第7号様式）」に交付を受けた「学校施設使用許可書兼領収書」を添えてスポーツ振興課に申請したとき（Logo フォーム、メール及び FAX 可）。

- (例)・団体都合

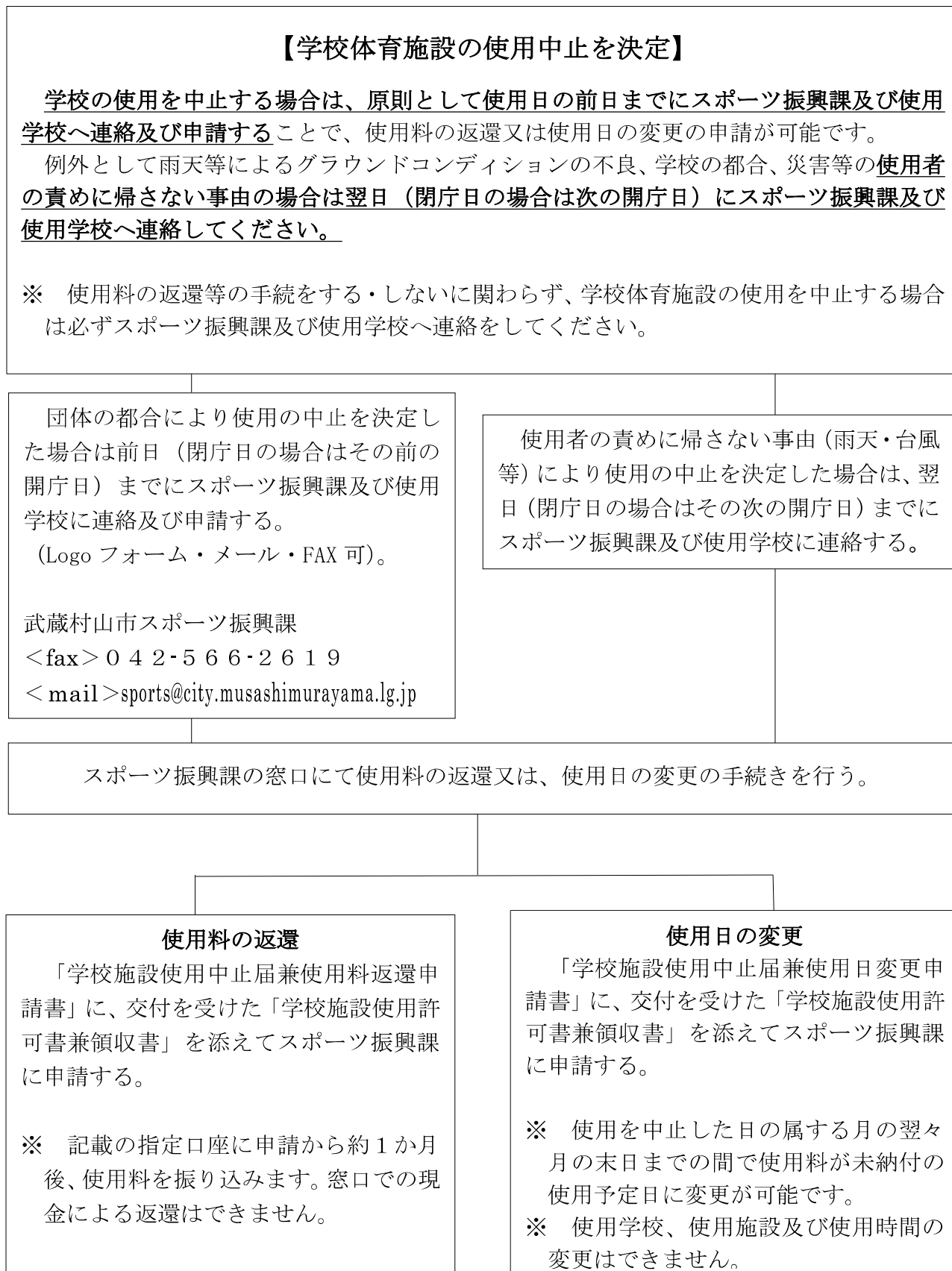
※ 度重なる中止等で悪質な場所取り目的等と判断した場合は、使用料の返還又は使用日の変更の対象としない又はペナルティの対象となる場合がありますのでご注意ください。

※ 使用中止連絡は、Logo フォームからも受け付けています。
右記QRコード又は下記URLからの申請が可能です。

<https://logoform.jp/form/tJJz/1089323>



使用中止手続きフロー図



第3 学校施設を使用するに当たっての留意事項

※ 構成員全員に周知し、厳守してください。

※ 次の事項が守られていない場合は、使用停止等のペナルティ（表2参照）の対象となる場合があります。

1 施設使用上の注意

- (1) 学校教育施設であることを充分配慮し、大切に使用してください。
- (2) 営利を目的とした使用はできません。
- (3) 使用許可を受けた施設以外（教官室等）に立ち入らないでください。
- (4) 開放時間及び使用時間を厳守してください。清掃・片付けを含めて使用時間内に終了し、学校敷地内に留まらず速やかに解散してください。ミーティング等を行う場合は、場所を変えてお願いします。
- (5) ごみの放置がないか必ず確認してください。ごみ箱が設置されている場合も、使用せずに必ず持ち帰ってください。
※ ごみの放置があった場合、施設使用停止になる可能性もありますので、十分注意をしてください。
- (6) 施設を退場する際は、清掃、照明の消灯、戸締り、セキュリティ（警備）セット等ができていないか確認をしてください。また、屋内運動場及び武道場使用後は、備え付けの「体育施設使用日誌」に使用内容を記入してください。なお、施設に異常を見つけた場合も記入をお願いします。
- (7) 使用施設の鍵（空調機リモコン盤の鍵を含む。）はスポーツ振興課で借用してください。なお、団体が解散した場合や、単発で施設を使用した後は、速やかに返却してください。
※ 鍵、セキュリティスティック類を紛失した場合は実費弁償となります。
- (8) 使用施設の破損等は、団体に責任がある場合、修理費用は団体の負担となります。
- (9) 施設の使用を中止する場合は、学校及びスポーツ振興課に連絡してください。
- (10) 代表者・指導者が施設使用中に不在となる場合は、成人の方の常駐をお願いします。
- (11) 屋内運動場は必ず体育館履きを持参し、決して土足で上がらないでください。
- (12) 必要な機材は各自持参し、必ず持ち帰ってください。必要な機材以外の使用は禁止です。
※ 学校備品は、学校の許可を得ないと使用できません。近年、学校備品の無断借用や、破損の件数が多くなっています。十分注意をしてください。
- (13) 学校施設（敷地）内は全面禁煙です。
- (14) 屋内運動場での飲食は禁止です。校庭でも場所を決めて行ってください。
- (15) 屋内運動場に設置されている電話は使用しないでください。

2 駐車場の利用

- (1) 各学校の指定された場所以外には、駐車しないでください。
- (2) 校庭には、自動車・自転車等を持ち入れないでください。
- (3) 駐車場が狭いため、徒歩や自転車を利用し、自動車を利用する場合は乗り合わせなど対応をお願いします。
- (4) 騒音等で周辺住民の方に迷惑をかけないように注意してください。
- (5) 事故・盗難等には一切責任を負いません。
- (6) 自動車を多く駐車する場合は、事前に学校へ連絡をし、駐車場所等は、学校の指示に従ってください。

3 トラブル等の対応 ※必ず連絡してください。(表3、4参照)

- (1) 設備の不具合等でセキュリティ（警備）セットができない場合 → 警備会社
 ※セキュリティが誤作動し発報した場合も、誤作動した旨を警備会社へ連絡してください。
- (2) 使用施設（ガラス、照明等）を破損した場合 → 学校、スポーツ振興課
 ※ 使用施設の破損等は団体に責任がある場合、修理費用は団体の負担となります。保険加入を検討してください。
- (3) 事故やその他特別な問題が生じた場合（救急要請等） → 学校、スポーツ振興課
 ※ 市役所の開庁時間外及び閉庁日の施設使用中の事故・トラブルに関し、スポーツ振興課では対応できません。各団体にて対応し、後日、スポーツ振興課と学校に報告してください。
- (4) 鍵等を紛失した場合 → 学校、スポーツ振興課
- (5) 登録した代表者及び緊急連絡者が年度中に交代した場合 → スポーツ振興課
- (6) 団体の活動を中止した場合（団体の解散等） → スポーツ振興課

表2 施設使用停止等の基準表

違反内容	停止期間等
屋内運動場内の飲食	口頭注意
学校敷地内での喫煙	3か月
ごみの放置	口頭注意
施設内の破損（報告あり）	口頭注意
施設内の破損（報告なし）	3か月
目的以外の機材の使用	口頭注意
施設内の電話使用	口頭注意
鍵の紛失（初）	6か月
鍵の紛失（2回以上）	12か月
鍵のコピー	12か月
無許可使用	6か月
無断キャンセル	3か月

※ 表2に記載のない事項についても状況により、教育委員会が判断しペナルティを科する場合があります。

※ 違反が度重なる・悪質である場合は表2よりもペナルティが重くなる場合があります。

表3 警備会社・スポーツ振興課電話番号一覧

対象校	連絡先	電話番号
	セコムお客様サービスセンター	0120-10-0024
一小、三小、七小、 九小、雷塚小、 一中、村学、三中、 四中	セコム株式会社 東村山営業所	042-399-4886
二小、八小、十小、 五中	セコム株式会社 青梅営業所	0428-24-6155
	スポーツ振興課 開庁日の午前8時30分から 午後5時15分まで	042-565-1111 (内 654、655)

表4 小・中学校電話番号一覧

学校名	電話番号	学校名	電話番号
第一小学校	561-1751	第一中学校	560-1761
第二小学校	560-1752	小中一貫校村山学園	561-1762
第三小学校	561-1753	第三中学校	564-3001
小中一貫校大南学園 第七小学校	564-1286	小中一貫校大南学園 第四中学校	564-4341
第八小学校	560-7151	第五中学校	560-3155
第九小学校	564-1359	※ 市外局番 (042)	
第十小学校	560-1710		
雷塚小学校	561-1775		

4 令和8年度小・中学校屋内運動場工事予定表（令和8年1月30日現在）

R8工事予定

屋内運動場

R8.1現在

学校名	工事予定期間			工事内容
第一小学校		～		
第二小学校	7月	～	9月	・床面改修工事
第三小学校		～		
大南学園第七小学校		～		
第八小学校		～		
第九小学校		～		
第十小学校		～		
雷塚小学校		～		
第一中学校	7月	～	9月	・床面改修工事
第三中学校		～		
大南学園第四中学校		～		
第五中学校		～		
村山学園 アリーナ	7月	～	9月	・床面改修工事
村山学園 武道場	7月	～	9月	・床面改修工事

※上記の工事については、現時点での予定を記載しています。

今後、日程及び工事該当校に変更が生じる場合がありますので、御注意ください。

<参考資料>

第1号様式（第3条関係）

学校施設使用許可申請書

屋内運動場

武蔵村山市教育委員会 殿

学校施設の使用の許可を申請します。

年 月 日

使用団体名	登録番号	110		人員	12人
	団体名	武蔵村山クラブ			
申請者	住所	武蔵村山市本町1-1-1			
	氏名	村山 太郎	連絡先	042-565-1111	
使用目的	バレーボール				
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間	
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面	空調設備	武道場	
持込器材					
使用月日	使用時間			時間数	金額
○月○日（土曜日）	午前 午後	7時00分 から	午前 午後	9時00分まで	2時間 200円
△月△日（日曜日）	午前 午後	7時00分 から	午前 午後	9時30分まで	2.5時間 300円
□月□日（土曜日）	午前 午後	5時00分 から	午前 午後	8時00分まで	3時間 300円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
	合 計			時間	円

備考 太線の枠内のみ記入してください。

標記の申請について支障ありません。

武蔵村山市立

学校長



所管課記入欄

学校施設使用料

領 収 日	年 月 日	確認欄
施設使用料	円	
減 免 金 額	円	
合 計	円	

学校施設使用許可申請書

校庭

武蔵村山市教育委員会 殿
学校施設の使用の許可を申請します。

年 月 日

使用団体名	登録番号	210		人員	14人
	団体名	武蔵村山サッカー部			
申請者	住所 武蔵村山市本町1-1-1				
	氏名	村山 花子	連絡先 090-1234-5678		
使用目的	サッカー				
使用学校名	武蔵村山市立 第一小 学校				
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間	
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面		空調設備	武道場
持込器材					
使用月日	使用時間			時間数	金額
○月○日（日曜日）	午前 6 00 時 分 から	午後 (7 30	午前 9 30 時 分 まで	3.5 時間	400円
月 日（曜日）	午前 時 分 から	午後 時 分 まで	時間	円	
月 日（曜日）	午前 時 分 から	午後 時 分 まで	時間	円	
月 日（曜日）	午前 時 分 から	午後 時 分 まで	時間	円	
月 日（曜日）	午前 時 分 から	午後 時 分 まで	時間	円	
月 日（曜日）	午前 時 分 から	午後 時 分 まで	時間	円	
合 計				時間	円

備考 太線の枠内のみ記入してください。

標記の申請について支障ありません。	武蔵村山市立 学校長 印
-------------------	--

所管課記入欄

学校施設使用料		
領収日	年 月 日	確認欄
施設使用料	円	
減免金額	円	
合計	円	

学校施設使用許可申請書

屋内2団体登録

武蔵村山市教育委員会 殿
学校施設の使用の許可を申請します。

年 月 日

使用団体名	登録番号	310・410		人員	合計 20人
	団体名	A団体・B団体			
申請者	住所 武蔵村山市本町1-1-1				
	氏名	村山 太郎	連絡先 042-565-1111		
使用目的	バドミントン				
使用学校名	武蔵村山市立 第一小 学校				
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間	
	○屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面		空調設備	武道場
持込器材					
使用月日	使用時間			時間数	金額
○月○日（土曜日）	午前 午後	7時00分 から	午前 午後	9時00分まで	2時間 200円
△月△日（日曜日）	午前 午後	7時00分 から	午前 午後	9時30分まで	2.5時間 300円
□月□日（土曜日）	午前 午後	5時00分 から	午前 午後	8時00分まで	3時間 300円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分まで	時間 円
合 計				時間	円

備考 太線の枠内のみ記入してください。

標記の申請について支障ありません。 武蔵村山市立 学校長 印

所管課記入欄

学校施設使用料		
領 収 日	年 月 日	確認欄
施設使用料	円	
減 免 金 額	円	
合 計	円	

学校施設使用許可書兼領収書

使用団体名	登録番号			人員	人
	団体名				
申請者	住所				
	様				
使用目的					
使用学校名	武蔵村山市立 学校				
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間	
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面		空調設備	武道場
持込器材					
使用月日	使用時間			時間数	金額
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
月 日（曜日）	午前 午後	時 分 から	午前 午後	時 分 まで	時間 円
合 計				時間	円

申請のとおり、学校施設の使用を許可します。

年 月 日 武蔵村山市教育委員会 印

学校施設使用料領収書		
領 収 日	年 月 日	
施設使用料	円	領収印
減 免 金 額	円	
合 計	円	

- 備考 1 施設使用時にはこの許可書を持参してください。
 2 使用料の返還が生じる場合は、使用料返還申請書にこの使用許可書兼領収書を添えて、教育委員会に申請してください。
 3 利用権を第三者に譲渡又は転貸しないでください。
 4 使用後は必ず清掃、整備をしてください。
 5 施設、設備等を破損しないよう注意し、破損した場合は速やかに学校と教育委員会に申し出てください。
 6 使用目的、条例等を守ってください。

学校施設使用許可連絡票（教育委員会控）

年 月 日

使用団体名	登録番号			人員	人	
	団体名					
申請者	住所					
使用目的						
使用学校名	武蔵村山市立 学校					
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間		
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面	空調設備	武道場		
持込器材						
使用月日	使用時間			時間数	金額	小計金額
月 日 (曜日)	午前 時 分から	午後 時 分まで		(教)	(教)	円
	午後 時 分から	午後 時 分まで		(ス)	(ス)	
月 日 (曜日)	午前 時 分から	午後 時 分まで		(教)	(教)	円
	午後 時 分から	午後 時 分まで		(ス)	(ス)	
月 日 (曜日)	午前 時 分から	午後 時 分まで		(教)	(教)	円
	午後 時 分から	午後 時 分まで		(ス)	(ス)	
月 日 (曜日)	午前 時 分から	午後 時 分まで		(教)	(教)	円
	午後 時 分から	午後 時 分まで		(ス)	(ス)	
月 日 (曜日)	午前 時 分から	午後 時 分まで		(教)	(教)	円
	午後 時 分から	午後 時 分まで		(ス)	(ス)	
	合 計			(教)	(教)	円
				(ス)	(ス)	

※(教) = 教育総務課
(ス) = スポーツ振興課

所管課記入欄

学校施設使用料			
領収日	年 月 日		
施設使用料		円	領収印
減免金額		円	
合 計		円	

受付	係長	課長

武蔵村山市立 学校(体育館・武道場・校庭) 月

日付	午前							午後							備考															
	8:00 ~8:30	8:30 ~9:00	9:00 ~9:30	10:00 ~10:30	10:30 ~11:00	11:00 ~11:30	11:30 ~12:00	12:00 ~12:30	12:30 ~1:00	1:00 ~1:30	1:30 ~2:00	2:00 ~2:30	2:30 ~3:00	3:00 ~3:30		3:30 ~4:00	4:00 ~4:30	4:30 ~5:00	5:00 ~5:30	5:30 ~6:00	6:00 ~6:30	6:30 ~7:00	7:00 ~7:30	7:30 ~8:00	8:00 ~8:30	8:30 ~9:00	9:00 ~9:30			
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10																														
11																														
12																														
13																														
14																														
15																														
16																														
17																														
18																														
19																														
20																														
21																														
22																														
23																														
24																														
25																														
26																														
27																														
28																														
29																														
30																														
31																														
	番号	団体名	目的	責任者	電話	番号	団体名	目的	責任者	電話	番号	団体名	目的	責任者	電話	番号	団体名	目的	責任者	電話	番号	団体名	目的	責任者	電話	番号	団体名	目的	責任者	電話
	利用団体一覧																													

学校施設使用中止届兼使用料返還申請書

年 月 日

武蔵村山市教育委員会 殿

申請者 使用団体名
住 所
氏 名

学校施設の使用中止を次のとおり届け出ます。 電 話 ()

学校施設の使用料の返還について、次のとおり申請します。

使 用 学 校 名	武蔵村山市立 学校			
使 用 施 設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面	空調設備	武道場
使 用 中 止 月 日	使 用 中 止 時 間		時間数	金額
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
月 日(曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	時間	円
合 計			時間	円
返 還 額	円			
使 用 中 止 理 由	上記学校施設の使用を下記理由により <input type="checkbox"/> 中止します。 <input type="checkbox"/> 中止しました。 <input type="checkbox"/> (1)グラウンドコンディション不良により使用できないため。 <input type="checkbox"/> (2)台風や雨天により屋外に出ることが危険であるため。 <input type="checkbox"/> (3)その他 ()			
振 込 金 融 機 関	金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
	銀行 信金 信組 農協	本・支店 出張所	普通 当座	
	口座名義	フリガナ		

学校施設使用中止届兼使用日変更申請書

年 月 日

武蔵村山市教育委員会 殿

申請者 使用団体名

住 所

氏 名

学校施設の使用中止を次のとおり届け出ます。 電 話

学校施設の使用日の変更について、次のとおり申請します。

使 用 学 校 名	武蔵村山市立 学校			
使用施設 ※○で囲んでください。	教室	校庭	一小校庭夜間	一中校庭夜間
	屋内運動場	村山学園屋内運動場 半面・全面		空調設備
変 更 前 使 用 日	使用時間		時間数	変 更 後 使 用 日
			金額	
年 月 日(曜日)	午前 時から	時間	円	年 月 日(曜日)
	午後 時 分まで			
年 月 日(曜日)	午前 時から	時間	円	年 月 日(曜日)
	午後 時 分まで			
年 月 日(曜日)	午前 時から	時間	円	年 月 日(曜日)
	午後 時 分まで			
年 月 日(曜日)	午前 時から	時間	円	年 月 日(曜日)
	午後 時 分まで			
使 用 中 止 理 由	上記学校施設の使用を下記理由により <input type="checkbox"/> 中止します。 <input type="checkbox"/> 中止しました。 <input type="checkbox"/> (1)グラウンドコンディション不良により使用できないため。 <input type="checkbox"/> (2)台風や雨天により屋外に出ることが危険であるため。 <input type="checkbox"/> (3)その他 ()			

- 備考1 使用学校、使用施設及び使用時間の変更は認めません。
- 2 使用学校、使用施設及び使用時間の変更を行う場合は、学校施設使用中止届兼使用料返還申請書（第6号様式）により使用料の返還の手続きを行い、再度、学校施設の使用許可を受けてください。
- 3 変更後の使用日は、許可を受けた使用日の属する月の翌々月の末日までの間で3月31日を超えない範囲で指定してください。

市内小・中学校 (小中一貫校村山学園を除く) 屋内運動場の空調の使用について

市内の全小・中学校屋内運動場 (小中一貫校村山学園を除く) の空調機の使用にあたっては、以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

空調機

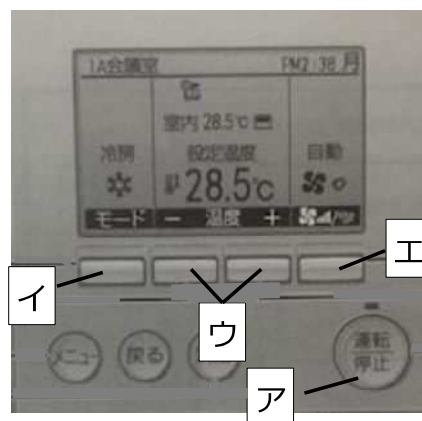
学校体育施設であることに充分配慮し、大切に使用してください。

- 1 時間 550 円の使用料がかかります。
※詳細については、学校体育施設使用者説明会資料をご参照ください。
- 設定温度は、冷房 25℃～28℃/暖房 18℃～20℃の範囲でご使用ください。
- 空調機使用後は、必ず空調機の運転を停止してください。
- 退出時には、空調機リモコン盤の扉を閉め、鍵をかけてください。

操作方法



- ① 空調機リモコン盤を開ける。
- ② **ア** 運転/停止ボタンを押す。
- ③ **イ** 運転モード 冷房/暖房
※自動/送風も選択できますが、冷房/暖房をご使用ください。
- ④ **ウ** 温度の上(+)/下(-)
冷房 25℃～28℃/暖房 18℃～20℃
- ⑤ **エ** 風速の強/弱
※リモコン横の風量コントローラーは操作しないでください。
- ⑥ **ア** 運転/停止ボタンを押す。
- ⑦ 空調機リモコン盤を閉めて鍵をかける。



問
合
せ

武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課

電話：042-565-1111 (内線654, 655)

小中一貫校村山学園 屋内運動場の空調の使用について

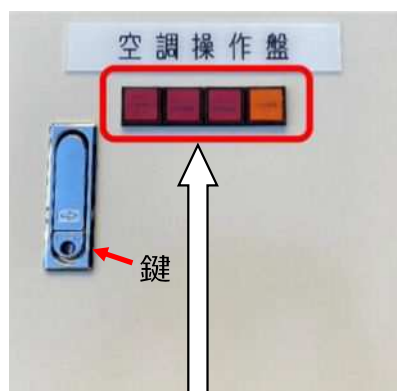
小中一貫校村山学園屋内運動場の空調機の使用にあたっては、以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

空調機の使用

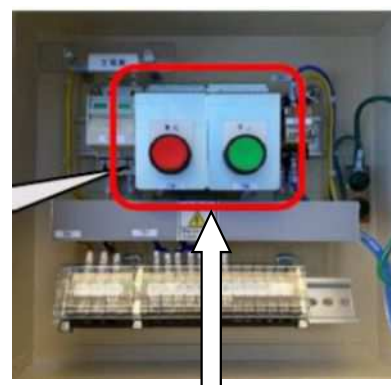
学校体育施設であることに充分配慮し、大切に使用してください。

- 1 時間 550 円の使用料がかかります。
※詳細については、学校体育施設使用者説明会資料をご参照ください。
- 設定温度は変更できません。
- 空調機使用後は、必ず空調機の運転を停止してください。
- 退出時には、空調操作盤の扉を閉め、鍵をかけてください。

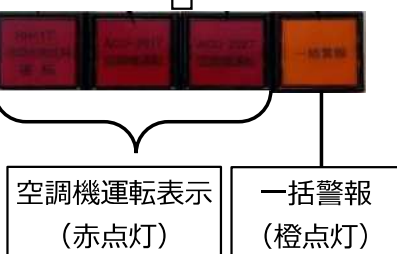
操作方法



- ①空調操作盤を開ける。
- ②運転ボタン（赤）を押す。
※運転が開始されると空調操作盤の運転表示3つが赤く点灯します。
- ③停止ボタン（緑）を押す。
- ④空調操作盤を閉める。
※空調操作盤の運転表示が消えていることを確認してください。
- ⑤鍵をかける。



運転ボタン（赤） 停止ボタン（緑）



空調機に故障や異常が発生した場合に点灯します。
運転を停止し、翌日（閉庁日の場合は次の開庁日）スポーツ振興課及び学校に連絡してください。

問
合
せ

武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課

電話：042-565-1111（内線654, 655）